

平成二十三年法律第七十六号
東日本大震災復興基本法

目次

第一章 総則（第一条～第五条）

第二章 基本的施策（第六条～第十条の二）

第三章 削除（復興庁の設置に関する基本方針（第二十四条））

第四章 附則（第一章 総則）

（目的）

第一条 この法律は、東日本大震災が、その被害が甚大であり、かつ、その被災地域が広範にわたり等極めて大規模なものであるとともに、地震及び津波並びにこれらに伴う原子力発電施設の事故による複合的なものであるという点において我が国にとって未曾有の国難であることにつき、東日本大震災からの復興についての基本理念を定め、並びに現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会の実現に向けて、東日本大震災からの復興のための資金の確保、復興特別区域制度の整備その他基本となる事項を定めるとともに、東日本大震災復興対策本部の設置及び復興庁の設置に関する基本方針を定めること等により、東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進と活力ある日本の再生を図ることを目的とする。

第二条 東日本大震災からの復興は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

一 未曾有の災害により、多数の人命が失われるとともに、多数の被災者がその生活基盤を奪われ、被災地内外での避難生活を余儀なくされる等甚大な被害が生じており、かつ、被災地域における経済活動の停滞が連鎖的に全国各地における企業活動や国民生活に支障を及ぼしている等その影響が広く全国に及んでいることを踏まえ、国民一般の理解と協力を進一步に、被害を受けた施設を原形に復旧すること等の単なる災害復旧にとどまらない活力ある日本の再生を視野に入れた抜本的な対策及び一人一人の人間が災害を乗り越えて豊かな人生を送ることができるようにすることを旨として行われる復興のための施策の推進により、新たな地域社会の構築がなされるともに、二十一世紀半ばにおける日本のあるべき姿を目指して行われるべきこと。この場合

において、行政の内外の意見が集約され、その活用がされること。

まえ、計画的かつ総合的に、東日本大震災からの復興に必要な措置を講ずる責務を有する。（東日本大震災からの復興の状況の報告）

（東日本大震災からの復興の状況の報告）
第十条の二 政府は、復興庁が廃止されるまでの間毎年、国会に、東日本大震災からの復興の状況を報告しなければならない。

（国民の努力）

第五条 国民は、第二条の基本理念に基づいて、被災者への相互扶助と連帯の精神に基づいて、被災者への

相互扶助と連帯の精神に基づいて、被災者への支援その他の助け合いに努めるものとする。

第六条 国は、東日本大震災からの復興に関する施策を迅速に実施するため、第三条の規定により講ずる措置について、その円滑かつ弾力的な執行に努めなければならない。

（復興に関する施策の迅速な実施）

第七条 国は、次に掲げる措置その他の措置を講ずることにより、東日本大震災からの復興のための資金の確保に努めるものとする。

一 復興及びこれに関連する施策以外の施策に係る予算を徹底的に見直し、当該施策に係る歳出の削減を図ること。

二 財政投融資に係る資金及び民間の資金の積極的な活用を図ること。

（資金の確保のための措置）

第八条 国は、東日本大震災からの復興に必要な資金を確保するため、別に法律で定めるところにより、公債（次項において「復興債」という。）を発行するものとする。

二 財政投融資に係る資金及び民間の資金の積極的な活用を図ること。

（復興債の発行等）

第九条 国は、東日本大震災からの復興に必要な資金を確保するため、別に法律で定める措置その他の措置を講ずることにより、あらかじめ、その償還の道筋を明らかにするものとする。（復興に係る国の資金の流れの透明化）

二 東日本大震災からの復興に関する施策の企画及び立案並びに総合調整に関する事務

三 その他東日本大震災からの復興に関し必要な事務

四 本部は、復興庁の設置の際に廃止するものとし、本部並びに現地対策本部、東日本大震災復興構想会議等及びその他の本部に置かれる組織の機能は、復興庁及びこれに置かれる組織に引き継がれるものとする。

五 復興庁は、できるだけ早期に設置することとし、政府は、前各項に定めるところにより、復興庁を設置するために必要な措置について検討を行い、可能な限り早い時期に法制上の措置を講ずるものとする。

（附則）

この法律は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行期日）

附則（平成二十三年一二月一六日法律第

一五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して四月

を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

当該各号に定める日から施行する。

（附則第十五条の規定）

一 附則第十五条の規定

（公布の日）

（附則第十五条の規定）

(政令への委任)
第十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。